

経営持続化臨時特別支援金のお知らせ

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様を支援するため、新たに2つの制度を創設します。

- ①**支援金A** 今回の道の休業要請等(5/16～)にご協力いただいた事業者の皆様が対象。
- ②**支援金B** 今回の道の休業要請等の対象外の事業者の皆様が対象。

・支援金は、AまたはBのどちらかのみを受け取ることができます。今回の道の休業要請や酒類の時間短縮の対象となる施設を管理運営する事業者の皆様は、支援金Bを申請できません。

支援金Aについて ※休業要請等の対象施設を管理する事業者

支援金の内容・支給額

①道の休業要請を受け、 対象施設の休業にご協力いただいた事業者	左記に加え	「 北海道スタイル 」の取組を実践すること (※2)	支給額 10万円 (※1)
②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、道の要請を受け、 酒類の提供時間短縮(19時まで)にご協力いただいた事業者			

※1 札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。
(申請については、道において一括して受理します。)

支援金の支給対象となる期間

遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)まで、休業等にご協力いただく必要があります。
(休業要請等の期間が「短縮された場合はその日まで」、「延長された場合は5月31日まで」)

休業要請等の対象施設の範囲

詳しくは、「別添資料1」をご確認ください

類 型	石狩振興局管内		その他の地域	
	5/16～5/24	5/25～	5/16～5/24	5/25～
①法令に基づく施設 【※全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設】 例：キャバレー・ナイトクラブ・スナック等の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ等	対象	対象	対象	対象
②法令に基づく施設で①③を除く施設 例：ネットカフェ、体育館、ボウリング場、パチンコ屋、映画館、床面積計が1000㎡超の各種商業施設・大学・学習塾等				対象
③法令に基づく施設 例：床面積計が1000㎡超の博物館、美術館、図書館		対象外	対象外	
④法令によらない協力依頼を行う施設 例：床面積計が1000㎡以下の各種商業施設、大学、学習塾、博物館等	対象外	対象外	対象外	
⑤酒類を提供する上記に含まれない飲食店	対象外	対象外	対象外	

支援金Bについて ※休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者

支援金の内容・支給額

○ 休業要請の対象外 だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、 ひと月の売上が前年同月から、50%以上減少した事業者等 ※基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となります。 (持続化給付金の対象外であっても、本支援金では特例として、令和2年1月から3月末までに開業し、一定条件を満たす方も対象とします。詳細は裏面をご覧ください。)	左記に加え	「 北海道スタイル 」の取組を実践すること (※2)	支給額 5万円
--	-------	--------------------------------------	-------------------

※2 「**北海道スタイル**」とは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会をつくっていく取組です。

※ 詳細は「別添資料2-1、2-2」をご覧ください。



制度の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

※道のHP(トップページ「注目情報」→「経営持続化臨時特別支援金(5月16日以降)」)または、道庁本庁舎、総合振興局、振興局等で配布します

支援金支給の申請に必要な書類

- ① 申請書（支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。）
- ② 誓約書（支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。）
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
- ⑤ 「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの
「北海道スタイル」安心宣言の写し等

支援金 A（上記①～⑤に加えて必要となるもの）

(1) 道の休業協力・感染リスク低減支援金を既に受給している方

- ⑥ 道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し

(2) 遅くとも5/19以降、休業等の要請に新たにご協力いただける方

- ⑦ 営業の実態が確認できるもの
対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。
- ⑧ 業種・業態が確認できるもの
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真
- ⑨ 休業等の状況が確認できるもの
対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど

支援金 B（上記①～⑤に加えて必要となるもの）

- ⑩ 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し
 - ⑪ 業種・業態が確認できるもの
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真、フリーランスの方は活動の様子がわかるもの（パンフレット、ホームページ等）
- 令和2年6月29日から、「令和2年1月から3月末までに開業された方」も国の持続化給付金の支援対象となりました。（任意の1ヶ月の売上が、創業月から3月までの平均売上よりも50%以上減少した場合。）**

令和2年1月から3月末までに開業された方【支援金Bの特例】

持続化給付金の対象外であり、令和2年4月1日から12月31日の任意の1ヶ月の売上が、**創業月から3月までの任意の1ヶ月**の売上よりも50%以上減少した場合に、支援金をお支払いします。

- ⑫ 業種・業態が確認できるもの
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真、フリーランスの方は活動の様子がわかるもの（パンフレット、ホームページ等）
- ⑬ 法人の場合：登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写し
個人の場合：開業届出書の写し
- ⑭ 売上が減少した月と比較する月平均の売上高が分かる書類（帳簿等）

申請期間 支援金 A 令和2年5月29日（金）～令和2年8月31日（月）

支援金 B 令和2年5月29日（金）～令和3年1月31日（日）

※5月29日（金）15時以降は、電子申請でも受付を開始します。

申請画面URL <https://hokkaido-support.jp/add/>

お問い合わせ【北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター】

【電話番号】011-350-7262 【開設時間】8時45分～17時30分（平日のみ）